



指名停止処分について

- 趣旨** 不正または不誠実な行為
- 業者** 日本郵便株式会社 代表取締役 小池 信也
東京都千代田区大手町2-3-1
- 期間** 令和8年3月13日から令和8年5月12日まで（2カ月間）
- 概要** 上記業者は、一般貨物自動車運送事業の運営について、貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されたとして、令和7年6月25日、国土交通省から一般貨物自動車運送事業の許可を取り消された。
また、貨物軽自動車運送事業に係る点呼不適切事案に関して、国土交通省の監査により違反事実が確認された営業所は、令和7年10月1日から順次、車両停止処分を受けていた。令和8年2月10日には、処分通知が終了し、処分を受けた営業所は1,862となったことが、同省から発表された。
このことは、坂出市建設工事指名停止等措置要領別表第26号（不正または不誠実な行為）に該当するため指名停止を行う。

【問合先】

坂出市総務部総務課契約係

TEL 0877-44-5002（内線143）

FAX 0877-46-4056